# 加古川市立平岡南小学校「いじめ防止基本方針」

令和7年5月改訂

### I いじめに対する基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(「いじめ防止対策推進法」第2条)

「いじめ」は「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなり うるものである。」という基本認識にたち、児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよ うに「いじめ防止基本方針」を策定することとする。

# いじめ防止のための基本認識

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のための手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のため全教職員が一致協力して問題解決にあたる。
- (5) 学校は家庭、地域及び関係機関と連携協力し対応にあたる。

# 2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を高め、自尊感情を育むことに努める。また、児童が安心して生活できる「居場所づくり」とともに、互いに認め合い心のつながりを感じ合える「絆づくり」を進める。道徳の時間を要にして、人を大切にする心や道徳的実践力を養い、命を大切にする教育をすべての教育活動を通して行う。その中で「いじめは絶対に許されない」という認識を児童に持たせるとともに、「観衆」として、はやし立てたりおもしろがったりすることや「傍観者」として、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「いじめ」に加担していることと指導する。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを推進する。
  - ① 学級開き、学期はじめに教師から「いじめをしない させない 見逃さない!」宣言を行う。いじめは重大な人権侵害であり、「いじめは絶対に許さない」ということを、学級経営方針の中で、発達段階に応じて、教師より宣言する。
  - ② いじめ防止ポスター、人権ポスターや標語等を校内に掲示し、子どものSOS発見チェックリスト等の 啓発チラシ等も活用して、人を大切にする心の啓発を図る。
  - ③ 地域総がかりでいじめの防止を推進する。学校園連携ユニットの充実を図るとともに、人権参観や講演会等を通して、地域総がかりで子どもを守り育てるという意識の高揚を図る。
  - ④ 9月を「いじめ防止啓発月間」とし、いじめ防止に向けての啓発活動を実施する。
  - ⑤ 児童及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめについての理解を深めるために、「インターネットトラブル防止講座」を開催し、人権や情報モラルについて学習を行う。
  - ⑥ 道徳をはじめ教育活動全般を通して、自他の「命」や「人権」を大切にする教育を実施する。

- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。
  - ① 一人一人が活躍できる教育活動
    - ・児童が主体的に取り組める学習活動を工夫する。
    - ・児童の自発的な活動を支える児童会活動を充実させる。
    - 「居場所づくり」「絆づくり」を重視した学級・学校づくりを進める。
  - ② コミュニケーション能力の育成
    - ・学級指導の中でソーシャルスキルトレーニング等を行い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育成する。
  - ③ 体験活動を通して、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を養うなど、心の教育の充実を図る。

# 3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- (1) いじめの早期発見のための手段を講じる。
  - ① 「学校生活に関するアンケート」を計画的に行い、児童の悩みや人間関係を把握する。気になる児童がいる場合には、生徒指導委員会で情報共有、対応協議を行い、全教職員で当該児童を見守る。場合によっては、いじめ対策委員会をもって継続的に対応を協議する。
  - ② 「心の相談アンケート」調査を年間2回実施し、調査後に児童や保護者との教育相談週間を設け、いじめの早期発見に努める。いじめが疑われる場合は、いじめ対策委員会等を通じて情報を共有し、対応を協議するとともに、全教職員で当該児童を見守る。
  - ③ 1、2学期に個人懇談会を、1、3学期に教育相談を実施し、教育相談体制の充実を図る。
  - ④ スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)による教育相談日をSC通信、 スクリレ等で周知し、相談しやすい体制を作る。
  - ⑤ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を深め、心理的、福祉的な視点による支援を行う。
- (2) いじめの早期解決のために、全教職員が協力して問題解決にあたるとともに、関係機関と連携協力する。
  - ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全教職員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめの問題の解決にあたる。
  - ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
  - ③ 観衆、傍観者の立場にいる児童もいじめているのと同じであるということを指導する。
  - ④ 少年愛護センター・教育相談センター等との連携協力や学校問題サポートチーム等に支援を要請する。
  - ⑤ いじめられている児童の心のケアと共に、その他、いじめに関わる全ての児童の心のケアをするために、 SCやSSW、心理士等の専門家とも連携を取りながら、指導を行う。
  - ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。
  - ⑦ いじめ重大事態への適切な対応を行い、いじめの再発防止に努める。
- (3) 学校と家庭が連携して、いじめ防止対応にあたる。
  - ① いじめ問題が起きた時には家庭との連携をより密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとと もに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集する。
  - ② 学校に話すことができないような状況であれば、県や市の「ひょうごっ子悩み相談センター」や「教育相談センター」等の相談窓口を紹介する。

# 4 いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1)「いじめ対策委員会」

いじめ防止に特化し、いじめに関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導、学年主任、養護教諭、 当該学年の教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールアシスタント、メン タルサポーター等で組織し、必要に応じ随時開催する。

#### (2)「生徒指導委員会」

本会で、問題行動等を起こした児童についての情報共有・交換及びその対応についての協議をする。

# 5 重大事態への対処

# 【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第 | 項において、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第 | 号。以下「生命・心身・財産重大事態」という。)、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号。以下「不登校重大事態」という。)とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) この組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果は、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触すると思われるいじめに関しては、直ちに警察署や東播少年サポートセンターに相談・通報をする。

### 6 その他いじめ防止対策に関する重要事項

# (1) 学校評価の活用

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、評価項目に「いじめの早期発見に関する取組」「いじめの再発防止をするための取組」に関することを加える。

# (2) 学校運営協議会の活用

保護者や地域住民から組織される学校運営協議会に、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。